

令和4年度より障害馬術コースデザイナー資格の更新・復活に関わる規程を改定しました。

<更新>

コースデザイナー資格の更新は、有効期間内に以下の要件を満たす必要があります。

- ① **コースデザイナー講習会を1回以上受講**
- ② **当連盟主催競技会において実務研修に2回以上参加**

※1回の競技会における最低研修日数は1日とし、担当コースデザイナーの指揮下において競技役員として従事した日数も対象とする。

<復活>

資格を消失した者については、コースデザイナー講習会を受講し、該当する区分の試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができます。

<有効期限が2025年3月31日の場合>

※2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間に2回以上参加してください。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			

<有効期限が2026年3月31日の場合>

※2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間に2回以上参加してください。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修		

<有効期限が2027年3月31日の場合>

※2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間に2回以上参加してください。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
実技研修必要なし		3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修			3年間に2回以上の実務研修		